

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8 月 1 日
【会社名】	あかつきフィナンシャルグループ株式会社
【英訳名】	Akatsuki Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島根 秀明
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小舟町 8 番 1 号
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 川中 雅浩
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小舟町 8 番 1 号
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 川中 雅浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 1,000,000,000円 (注) 一般募集の金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額 であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	あかつきフィナンシャルグループ株式会社第8回無担保社債 (以下、上記の銘柄を「本社債」という。)
記名・無記名の別	記名式(社債原簿に記載。)
券面総額又は振替社債の総額(円)	金1,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1,000,000円
発行価額の総額(円)	金1,000,000,000円(有価証券届出書提出日現在の見込額である。)
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年1.85%
利払日	毎年3月4日及び9月4日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還日までこれをつけ、平成27年3月4日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後は利払日毎に前利払日の翌日からその利払日までの分を支払う。利息計算については、1年を365日として日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記「(注)13.元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	平成27年9月4日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成27年9月4日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却については、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所) 別記「(注)13.元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円として、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年8月20日から平成26年9月4日まで。
申込取扱場所	別記「(注)15.本社債の取扱は、以下の取扱会社が行う。」に記載した取扱会社の本店及び国内各支店
払込期日	平成26年9月5日
振替機関	該当事項なし
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また、本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	該当事項なし(したがって、本社債は他のすべての債権に対して劣後することがある。)
財務上の特約(その他の条項)	1. 当社は、期末又は第2四半期末の当社の連結純資産額を、前年同期末の連結純資産額の50%以上かつ25億円以上に維持しなければならない。 2. 当社は、当社の子会社たるあかつき証券株式会社(以下「あかつき証券」という。)の、金融商品取引法に基づき算出した自己資本規制比率を200%以上に維持しなければならない。

(注) 1. 社債券の不発行

本社債は、社債券を発行しない。

2. 当社からの依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。
3. 財務代理人及び社債原簿管理人
 - (1) 本社債の財務代理人は、あかつき証券及び大熊本証券株式会社とする。
 - (2) 本社債の社債原簿管理人は、ファースト信託株式会社とする。
 - (3) 財務代理人及び社債原簿管理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

4. 期限の利益喪失に関する特約

以下の事由が発生した場合、当社は、本社債権者の請求により、本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 別記「財務上の特約（その他の条項）」欄の規定に違背したとき
- (2) 当社又はあかつき証券が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設合併又は吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社又は存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害しないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (3) 当社又はあかつき証券が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社若しくはあかつき証券が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (6) 当社若しくはあかつき証券がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売（公売を含む）の申立てを受け、若しくは滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく毀損する事実が生じ、又は当社が監督官庁より営業停止あるいは営業免許、営業登録その他事業に不可欠な許認可の取消の処分を受け、かつ本社債権者が権利保全上、本社債の存続を不適當であると認めたとき。

5. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても有価証券報告書の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書又は訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
- (3) 当社は、前号に定める報告書及び確認書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者へ通知することにより、前1号及び前号に規定する書面の提出を省略することができる。

6. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき又は変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
 - 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
 - 事業の全部若しくは重要な事業の一部を休止若しくは廃止しようとするとき。
 - 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（いずれも会社法において定義され、又は定められているものをいう。）をしようとするとき。
- (3) 当社は、本社債発行後、他の国内債務のために担保提供を行う場合には、遅滞なく書面によりその旨並びにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。

7. 社債管理者の請求による報告及び調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、又は義務を履行するために必要であると認めるときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

8. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらず社債権者のために異議を述べることはしない。

9. 社債管理者の裁判上の権利行使

社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、本社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更正手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為をしない。

10. 社債管理者の辞任

(1) 社債管理者は、次の各場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継するものを定めて辞任することができる。

社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反する恐れがある場合

社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合

(2) 前号の場合には、当社並びに社債権者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

11. 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関し社債権者に対して公告を行う場合は、法令又は社債管理委託契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告（ただし、電子公告の方法によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙。）によりこれを行う。

12. 社債権者集会

(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債管理者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を前項に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

13. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債権者が取扱会社との間で締結する保護預り約款の規定に基づき、取扱会社を通じて支払う。

14. 譲渡制限

本社債権者は、当社取締役会の決議による当社の事前承認がない限り、本社債を第三者に譲渡することができない。

15. 本社債の取扱は、以下の取扱会社が行う。

取扱会社の名称	住所	取扱予定金額（円）	取扱の条件
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小舟町8番1号	1,000,000,000	1. 取扱会社は本社債の発行総額1,000百万円を限度として取扱契約を締結する。 2. 本社債の取扱手数料は各社債の金額100円につき金1円00銭とする。
大熊本証券株式会社	熊本県熊本市中央区下通一丁目7番19号		
計	-	1,000,000,000	-

なお、本社債の取扱会社であるあかつき証券株式会社は、当社の連結子会社等に該当いたします。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】**(1)【社債の引受け】**

該当事項はありません。

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
ファースト信託株式会社	大阪市中央区瓦町二丁目4番7号	1. 社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金20銭を支払うこととしている。

3【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,000,000,000	16,250,000	983,750,000

(注) 1. 上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、書類作成費用、弁護士費用、登記費用等を見込んでおります。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
無担保社債の償還資金	983	平成26年8月

無担保社債の償還資金

第3回無担保社債（1,503百万円）の償還を平成26年8月29日に迎えることから、本社債により資金調達した上記差引手取概算額を全額償還資金に充当いたします。なお、償還資金の支払いについては、本社債の払込が完了するまで一旦手許資金で行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に社債発行届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク



を記載いたします。

・表紙に本社債の愛称「A・bond（あかつき債）」のロゴマーク



を記載いたします。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第64期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後（平成25年6月27日提出）、本有価証券届出書提出日（平成26年8月1日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成26年6月27日～ 平成26年8月1日 （注）1	25,800	14,613,460	4,966	3,255,961	4,966	379,954

（注）1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第64期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年8月1日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年8月1日）現在において変更の必要はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

3. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第64期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年8月1日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成26年6月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成26年6月27日開催の当社第64回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金15円00銭

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、島根秀明、星野英俊、川中雅浩、工藤英人、小林祐介、ドミニク・ヘンダーソン及び白川恭介を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、横山秀光を選任する。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	93,664	527	0	（注）1	可決（99.44%）
第2号議案				（注）2	
島根秀明	93,512	679	0		可決（99.28%）
星野英俊	93,508	683	0		可決（99.27%）
川中雅浩	93,562	629	0		可決（99.33%）
工藤英人	93,563	628	0		可決（99.33%）
小林祐介	92,866	1,325	0		可決（98.59%）
ドミニク・ヘンダーソン	93,502	689	0		可決（99.27%）
白川恭一	93,526	665	0		可決（99.29%）
第3号議案				（注）2	
横山秀光	92,891	1,300	0		可決（98.62%）
第4号議案	92,774	1,417	0	（注）1	可決（98.50%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

（平成26年6月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は平成26年6月27日開催の取締役会において、平成26年8月1日を効力発生日として、当社のトランクルーム事業を会社分割により分社化し、新たに設立いたします株式会社マイトランクに承継することを決意いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 新設分割の目的

当社は、平成22年10月における株式会社クレゾーとの吸収合併において「トランクルーム事業」を承継し、コスト削減と効率化に取り組んでまいりました。この度、更なるコスト削減と効率化はもとより、意思決定の迅速化や機動的な事業運営を行うことを目的として、トランクルーム事業を分社化することといたしました。

(2) 新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割（簡易分割）です。なお、本会社分割は、会社法第805条に定める簡易分割に該当するため、株主総会の承認は省略いたします。

(3) 新設分割に係る割当ての内容

新設会社は本会社分割に際して発行する普通株式1,000株を、すべて当社に割当てます。

(4) その他の新設分割計画の内容

新設分割に係る日程

分割計画承認取締役会 平成26年 6月27日

分割予定日（効力発生日） 平成26年 8月 1日

その他の内容

当社が平成26年 6月27日開催の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後述の新設分割計画書のとおりです。

(5) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

上記割当て株式数については、本会社分割が当社が単独で行う新設分割であり、新設会社が発行する株式のすべてが当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金等を考慮し、決定したものであります。

(6) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社マイトランク
本店所在地	東京都中央区日本橋小舟町1番3号
代表者の氏名	代表取締役 星野 秀俊
資本金	50百万円（予定）
純資産	100百万円（予定）
総資産	122百万円（予定）
事業の内容	トランクルーム事業

新設分割計画書

あかつきフィナンシャルグループ株式会社（以下「当社」という。）は、当社がそのトランクルーム事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立する会社（以下「新会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（新会社の定款で定める事項）

第1条 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社マイトランク株式会社定款」に記載のとおりとする。

（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

第2条 新会社の設立時取締役は次のとおりとする。

代表取締役	星野 秀俊
取締役	川中 雅浩
取締役	北野 道弘

2 新会社の設立時監査役は次のとおりとする。

監査役	鷺海 浩介
-----	-------

（新会社が当社から承継する権利義務に関する事項）

第3条 新会社が、その成立の日に、本分割により当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。

2 前項の規定に基づく本分割による当社から新会社に対する債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法による。

（新会社が本分割に際して交付する株式の数）

第4条 新会社は、本分割に際し、普通株式1,000株を発行し、当該株式のすべてを前条第1項に定める権利義務の対価として当社に対して交付する。

（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

第5条 新会社の成立の日における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

資本金の額	金50百万円（予定）
資本準備金の額	金50百万円（予定）
その他資本剰余金の額	金0百万円（予定）
利益準備金の額	金0百万円（予定）
その他利益剰余金の額	金0百万円（予定）

（分割期日）

第6条 会社法第924条第1項第1号へに基づき分割会社が定める日（以下「分割期日」という。）は、平成26年8月1日とし、同日、本分割にかかる登記申請の手続を行う。ただし、手続の進行上の必要性その他の事情により必要となる場合は、分割会社の取締役会決議により、これを変更することができる。

（その他）

第7条 本計画に定めるもののほか、本分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従ってこれを決定する。

以上

平成26年6月27日

東京都中央区日本橋小舟町8番1号
あかつきフィナンシャルグループ株式会社
代表取締役 島根 秀明

[別紙 1]

株式会社マイトランク定款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社マイトランク株式会社と称し、英文では、My Trunk, Inc.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1．不動産の有効利用に関する企画、開発、調査、設計及びコンサルタント業
- 2．不動産の売買、賃貸、仲介並びに管理
- 3．土木建築工事の設計、施工及び請負
- 4．経営コンサルタント業務
- 5．損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 6．旅行業並びにホテル・飲食店・レストラン・スポーツ施設・レンタルルームの経営
- 7．前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1．取締役会
- 2．監査役

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

(株券)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当社の株式を取得した者（以下「株式取得者」という。）は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者、又はその相続人その他の一般承継人と共同して、その株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

- 2．株式取得者が、株主名簿記載事項の記載又は記録を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名・押印し、譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証明する書面をも添えて提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名・押印し、これを当社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2．前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる者とする事ができる。

（株主の住所等の届出）

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株主総会

（招集）

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第15条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2．代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（招集手続）

第16条 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2．会社法第309条第2項の定めによる決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合においては、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

（決議の省略）

第19条 取締役又は株主が、株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第20条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第21条 当社の取締役は5名以内とする。

（取締役の選任）

第22条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3．取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

- 第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2．補欠又は増員として選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

- 第24条 代表取締役は取締役会の決議により選定する。
- 2．取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
- 2．代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

- 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

- 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2．当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

- 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

（取締役会規程）

- 第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

- 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

- 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2．当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

（監査役の数）

- 第32条 当社の監査役は、1名以上とする。

（監査役の選任）

- 第33条 監査役は、株主総会において選任する。
- 2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

- 第34条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）

- 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

（事業年度）

- 第36条 当社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当）

- 第37条 剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

（配当金の除斥期間）

- 第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払いの提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。
- 2．前項の未払いの配当金には、利息を付けない。

第7章 附則

（最初の事業年度）

- 第39条 当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成27年3月31日までとする。

（成立時の本店所在場所）

- 第40条 当社の成立時の本店所在場所は次のとおりとする。
- 東京都中央区日本橋小舟町1番3号

（法令の準拠）

- 第41条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

[別紙 2]

承継権利義務明細表

新設会社が、平成26年8月1日を効力発生日とする会社分割により、当社から承継する資産、負債、契約関係その他の権利義務は、次に定めるとおりとする。

なお承継する権利義務のうち資産及び負債の額の評価については、平成26年3月31日現在の当社の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加減した上で確定する。

1. 承継する資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

(1) 流動資産

現金及び預金、営業債権、その他本件事業に係る流動資産

(2) 固定資産

有形固定資産

建物、建物附属設備、土地、工具・器具・備品、少額償却資産、その他本件事業に係る有形固定資産

無形固定資産

商標権、その他本件事業に係る無形固定資産

(3) その他

承継する契約に基づく債権

2. 承継する債務

効力発生日における本件事業に係る以下の債務

(1) 流動負債

営業債務、未払金、前受金、その他本件事業に係る流動負債

(2) 固定負債

見積債務、預り金、その他本件事業に係る固定負債

(3) その他

承継する契約に基づく債務

3. 承継する雇用契約

本件分割の効力発生日において本件事業に従事する当社の従業員（嘱託を含むが、派遣社員を含まない。以下同じ。）の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されないものとし、当社は、本件分割の効力発生日において本件事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま新設会社に出向させ、以後、新設会社において本件事業に従事させるものとする。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、当社及び新設会社間にて協議の上、決定するものとする。

4. 承継する契約その他の権利義務

効力発生日における本件事業に係る以下の契約その他の権利義務

(1) トランクルーム使用契約

(2) その他本件事業に係る一切の契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

5. 承継する許認可等

効力発生日において、当社が保有している本件事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

以 上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第64期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月27日

あかつきフィナンシャルグループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あかつきフィナンシャルグループ株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、あかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、あかつきフィナンシャルグループ株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

あかつきフィナンシャルグループ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あかつきフィナンシャルグループ株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。